



ドイツ

有害物質の検出が相次いだペダルなし二輪遊具

●商品テスト財団「テスト」2018年12月号 <https://www.test.de/Laufraeder-im-Test-Dreimal-gut-elfmal-mangelhaft-5400646-0/>

外見は自転車なのに、ペダルもブレーキも付いていない二輪遊具*¹が人気を集めている。地面を蹴って走行するしくみで、自転車に乗り始める前の幼児のバランス感覚を養うのに役立つという。商品テスト財団では、同遊具15商品を対象に、走行性、安全性、有害物質の含有等をテストした。

実地テストは、3~4歳の保育園児10名の協力を得て、平坦な直線路、カーブ、砂場、芝生、丘などから成る屋外のコースで行った。まず、テスト品を砂場に倒して並べ、ヘルメットを被った園児に自由に選んでもらったところ、ポップな色使いの商品が好まれる傾向にあったという。車体の起こしやすさ、乗り降りのしやすさも考慮しながら、子どもが遊具に乗って走るようすを専門家が注意深く観察した。

*1 国民生活センター「ペダルなし二輪遊具による坂道の事故に注意」
http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20140703_1.html

*2 PAHsは発がん性のある化学物質として、欧米を始め世界各国で規制されている。

その結果、走行性や使い勝手は概ね良好と評価された。しかし、

対象品をより詳しく観察したところ、子どもの指を挟みやすい箇所がある木製の商品や、車高が低いため、縁石に引っ掛かる可能性のある商品が見つかったという。さらに、実験室でハンドル、サドル、タイヤの一部を削って有害物質の有無を調べたところ、発がん性が指摘される多環芳香族炭化水素(PAHs*²)が11商品から検出された。そのうち8商品では、子どもが長時間接触するサドル、ハンドルから検出されており、同財団は危機感を表明している。既に購入した消費者に対しては、有害物質を含む部品または商品丸ごと交換に応じると回答した事業者があった一方で、交換には一切応じないと



答えた事業者もあった。



オーストリア

原産地表示が役に立たない蜂蜜も

●オーバーエスターライヒ労働者会議所ホームページ

https://ooe.arbeiterkammer.at/service/testundpreisvergleiche/tests/Supermarkt-Honig_Qualitaet_OK_Herkunft_unklar.html

オーストリア人は蜂蜜好きな国民として知られる。1年間に消費する蜂蜜の量は、1人当たり平均1.2kgに達するという。流通する蜂蜜の半分以上は国内で生産されるが、残りは輸入品であることから、シロップ類で水増しされた中国商品が出回っているのではないかと不安を抱く消費者も多い。そこで、オーバーエスターライヒ労働者会議所は百花蜜(複数の植物に由来する蜂蜜)13商品を対象に、シロップ類の混入がないかテストするとともに、原産地表示の実態を調査した。

その結果、シロップなど蜂蜜以外に由来する糖類が混入した商品は皆無だったが、原産地表示には問題が多かったという。原産国が具体的に表示されていたのは、わずか1商品(チリ、エルサルバドル等6カ国を列挙)だったからである。他の11商品には「EU加盟国とEU加盟国以外の蜂蜜を混合」、1商

品には「EU加盟国以外の蜂蜜を混合」という表示しかなく、どこで生産されたのか、まったく判断できないものだった。当然ながら、中国産が何パーセント含まれるかも不明である。

ところが、EU(欧州連合)の蜂蜜規則によると、このような表示でも適法とされる。蜂蜜の原産地は原則として表示する義務があるが、2カ国以上の蜜源から採取した混合品(百花蜜等)の場合、今回のテスト品のような表示も許容される。

このような取り扱いについて同会議所は、どこの国の蜂蜜が含まれているのか知りたい消費者にとって、役に立たない表示制度であると批判する。消費者が蜂蜜の原産国を知ったうえで商品選択ができるように、法改正の要請も含め、EUに働きかけを続けるとのことである。



イギリス

当座貸越の高過ぎるコストに規制を

● FCA ホームページ <https://www.fca.org.uk/news/press-releases/fca-announces-proposals-fundamentally-reform-way-banks-charge-overdrafts-and-extends-protections>
● Which? ホームページ <https://press.which.co.uk/whichstatements/which-welcomes-strong-action-to-tackle-unarranged-overdraft-charges/>

ほか

イギリスでは、思いがけない急な出費に限らず生活費の支払い等で残高不足になった際、定期預金口座の無い個人でも当座貸越 (= 借入れ) を利用する。

当座貸越には2種類あり、①借入金があらかじめ設定された限度額以内の場合は、金利なしまたは低金利で借りられるが、②限度額上限を超えて借入する場合、高い金利と利用料で返済額が非常に高額になることが多い。当座貸越は銀行・金融機関にとっては年間24億ポンド (2017年) もの高収益を上げるサービスで、その3割以上 (約7億ポンド) は②の貸越によるものだ。問題は、この7億ポンドの約半分はわずか1.5%の利用者が支払っていることで (2016年)、貧困層の利用者の多くがこうした貸越を繰り返す危険な負債スパイラルに陥っている。

そこで、FCA (金融行為規制機構) はこのほど

当座貸越の料金徴収システムの根本的な改革と消費者保護の拡大をめざす規制案を発表した。内容は、●固定利用料の廃止●消費者が理解・比較しやすい年利の表示●収支ひっ迫の兆候が見られる顧客を見分け借入を抑制するなどだ。

FCAでは既に金利の低い金融機関を探すためのデジタルツールの提供やATMで現金を引き出す際、残高不足の警告を画面に表示するなど、改革を導入している。

今回の提案は2019年3月まで公開後、一般から寄せられた意見などを検討し、6月に最終決定される見込み。2016年より度々この問題を追及し、各金融機関で異なる複雑な利率や利用料・手数料を調査・比較するなど消費者にアドバイスを行ってきたWhich?は今回のFCA案を歓迎、早急な実施を要望するとしている。



韓国

消費者力は着実に向上

● KCA ホームページ http://english.kca.go.kr/brd/m_11/view.do?seq=433&srchFr=&srchTo=&srchWord=&srchTp=&itm_seq_1=0&itm_seq_2=0&multi_itm_seq=0&company_cd=&company_nm=&page=1

ほか

KCA (韓国消費者院) はこのほど、消費者力調査の結果を発表した。金融や取引などの項目ごとに「消費者として適切・効果的に振る舞える総合能力」を調査し、指数化するものだ。今回は2010年、2014年に続き3回目の調査となる。

総合指数は前回より1.5ポイント上昇し、100ポイント中65.5ポイントとなった。金融に関する能力は全体で65.7ポイント、取引に関する能力は66ポイントとそれぞれ前回より2.7ポイント上昇した。細かくみると、取引における交渉力 (70.1ポイント) や購買決定能力 (66.9ポイント) が比較的高い一方で、情報を理解・活用する能力は低く (62.5ポイント)、消費者として自らの権利を主張する能力は前回より3.3ポイント下落して62.9ポイントであった。

年代別では、30歳代と40歳代が高く (68.4ポ

イント)、すべての分野で60歳代以上が最も低い (60.4ポイント)。特に取引に関しては58.5ポイントと平均を7.5ポイント下回っていた。さらに、20歳代の金融に関する能力 (62.5ポイント) が60歳代以上の63.4ポイントをも下回ることから、早急な改善が望まれるとしている。また、月収150万円以下の層の総合指数は最低の59.6ポイントだった。

サンプル数は少ないが、過去3年間にわたって消費者教育を受けたグループは、受けなかったグループより10ポイントも高い75.4ポイントであった。このことは消費者教育が消費者力向上に大きく貢献することを示している。KCAでは、今回の結果を基礎データとして、消費者政策に有効活用し、消費者啓発のためのセミナー開催により、関係各機関との連携や交流に努めたい、としている。